

**改正**

平成13年9月25日条例第18号

平成15年3月28日条例第17号

平成18年3月31日条例第14号

平成19年6月29日条例第9号

平成20年3月28日条例第15号

平成21年3月30日条例第14号

平成21年12月28日条例第36号

平成24年3月30日条例第13号

平成25年9月30日条例第20号

平成27年3月31日条例第13号

境港市介護保険条例

(市が行う介護保険)

**第1条** 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

**第2条** 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 37,300円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 54,500円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 54,500円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 74,700円
- (6) 次のいずれかに該当する者 89,600円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 97,100円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 112,000円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 126,900円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 134,400円

（普通徴収に係る納期）

**第3条** 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月16日から同月31日まで

第2期 8月16日から同月31日まで

第3期 10月16日から同月31日まで

第4期 11月16日から同月30日まで

第5期 翌年1月16日から同月31日まで

第6期 翌年2月16日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができ

る。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

**第4条** 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第2条第6号から第9号までに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の軽減)

**第4条の2** 市長は、第2条第1号（令第39条第1項第1号ロに規定する者を除く。）、第2号又は第3号に掲げる者のうち、その者が属する世帯の収入金額が低額であり、かつ、資産等を活用してもなお、生活が困窮していると認められる者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を一にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）に対しては、第2条の規定にかかわらず、納付義務者の申請によって保険料を軽減することができる。

2 前項の規定により保険料の軽減を受けようとする者は、7月31日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、当該納付義務が発生した日から30日を経過した日又は7月31日のいずれか遅く到来する日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に軽減を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 軽減を受けようとする理由

(保険料の額の通知)

**第5条** 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

**第6条** 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。

(延滞金)

**第7条** 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該納付金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃

止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

**第10条** 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市民税を課税された者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（罰則）

**第11条** 市は、第1号被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

**第12条** 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

**第13条** 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

**第14条** 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

**第15条** 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任事項）

**第16条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（平成12年度及び平成13年度における保険料率）

**第2条** 平成12年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 7,100円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 14,100円

2 平成13年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 14,100円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 21,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 28,200円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 35,300円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 42,300円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収に係る納期)

**第3条** 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月16日から同月31日まで

第2期 11月16日から同月30日まで

第3期 翌年1月16日から同月31日まで

第4期 翌年2月16日から同月28日まで

2 平成12年度において第3条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以降において別に定める時期とすることができる」とする。

3 平成13年度においては、第3期から第6期までの各納期ごとに納付すべき保険料額は、第1期及び第2期の各納期ごとに納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における賦課期日後の第1号被保険者の資格取得、喪失等)

**第4条** 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、

平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から平成13年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

**第5条** 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及



びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

**第6条** 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

**附 則**（平成13年9月25日条例第18号）

この条例は、平成13年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、延滞金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年3月28日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市介護保険条例第2条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料について適用

し、平成14年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年3月31日条例第14号）

**改正**

平成20年3月28日条例第15号

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この条例による改正後の境港市介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料について適用し、平成17年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

**第3条** 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第2条第1号に該当するもの 30,600円
- （2） 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第2号に該当するもの 30,600円
- （3） 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第3号に該当するもの 38,500円
- （4） 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第1号

に該当するもの 34,800円

(5) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第2号に該当するもの 34,800円

(6) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第3号に該当するもの 42,200円

(7) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第4号に該当するもの 50,100円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第1号に該当するもの 38,500円

(2) 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第2号に該当するもの 38,500円

(3) 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第3号に該当するもの 42,200円

(4) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第1号に該当するもの 46,400円

(5) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第2号に該当するもの 46,400円

- (6) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第3号に該当するもの 50,100円
- (7) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第4号に該当するもの 53,800円
- 3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第1号に該当するもの 38,500円
- (2) 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第2号に該当するもの 38,500円
- (3) 新条例第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第3号に該当するもの 42,200円
- (4) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第1号に該当するもの 46,400円
- (5) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第2号に該当するもの 46,400円
- (6) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第2条第3号に該当するもの 50,100円
- (7) 新条例第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されて

いないものとした場合、新条例第2条第4号に該当するもの 53,800円

**附 則**（平成19年6月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月30日条例第14号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この条例による改正後の境港市介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

**第3条** 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第2条第4号の規定にかかわらず52,100円とする。

**附 則**（平成21年12月28日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の境港市介護保険条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月30日条例第13号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この条例による改正後の境港市介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

**第3条** 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第2条第4号の規定にかかわらず68,100円とする。

**附則**(平成25年9月30日条例第20号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 境港市税条例(昭和30年境港市条例第6号。以下「市税条例」という。)第34条の6第2項及び第36条の2の改正規定並びに境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号。以下「一部改正条例」という。)附則第3条の2の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同条例附則第5条の2、第5条の3、第7条の4、第17条の2、第24条の2の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定並びに附則第4条から第7条までの改正規定 平成26年1月1日

(2) 市税条例第34条の6第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成26年4月1日

(3) 一部改正条例附則第7条の3の2及び第25条の改正規定並びに附則第3条第4項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

**第2条** 附則第4条から第7条までの規定及びこの条例による改正後の一部改正条例(以下「新一部改正条例」という。)附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**附則**(平成27年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は規則で定める日から施行する。(平成27年4月規則第22号で、平成27年4月23日から施行)

(経過措置)

2 この条例による改正後の境港市介護保険条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例)

- 3 新条例第2条第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,600円とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下この項において「介護推進法」という。)第5条の規定(同法附則第1条第3項に掲げる改正規定に限る。)による改正後の介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び同条第2項第4号から第6号までに掲げる事業については、当該事業の円滑な実施又は当該事業の実施に必要な準備が必要であることから、次の各号に掲げる条例で定める日は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護推進法附則第14条第1項の条例で定める日 平成28年3月31日
- (2) 介護推進法附則第14条第4項の条例で定める日 平成29年3月31日
- (3) 介護推進法附則第14条第5項の条例で定める日 平成29年3月31日